

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	令和3年9月7日（火）午後1時30分			
招集場所	蟹江町役場 議事堂			
出席委員	委員長	飯田 雅 広	副委員長	板倉 浩 幸
	委員	山岸 美登利	委員	三浦 知 将
	委員	石原 裕 介	委員	吉田 正 昭
	委員	高阪 康 彦		
欠席委員	なし			
会議事件	町 長	横江 淳 一	副町長	河瀬 広 幸
説明のため出席した者	政策推進室	黒川 静 一	ふるさと振興課長	北條 寿 文
	政策推進課	丹羽 修 治		
	総務部長	浅野 幸 司	総務課長	戸谷 政 司
	職務のため出席した者	議 長	佐藤 茂	議事務局長
	書 記	萩野 み 代	主 任	大竹 孝 平
付託事件	議案第38号 表彰について 議案第39号 蟹江町個人情報保護条例及び蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について 議案第40号 蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部改正について 議案第41号 字の区域の設定について			

○委員長 飯田雅広君

それでは、皆さん、こんにちは。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。ございます。

本日は、付託案件の審査終了後に、理事者退席後、少しだけお時間をいただき、所管事務調査について打ち合わせを行いたいと思いますので、ご協力お願いいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております案件は4件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

総務民生常任委員会開会の前に、一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。

今、大変お忙しい中、委員各位におかれましては、委員会にご参加いただきまして、ありがとうございます。

午前中の防災建設常任委員会のときにもお話をさせていただきましたが、新型コロナのまん延が止まりません。いろんな方から今日、どうしてこんなにたくさん出たんだという個人的な電話も数件いただいたりしているわけでありましてけれども、我々としては、基本的にまずはうつさない、そしてうつらない、手指の手洗いは小まめに必ずやり、マスクの着用は必須だということをお願いをしながら、感染防止に努めようと。まず、それから、会から始めておるわけでありましたが、委員各位におかれましても、いろんなところでお力添えをいただいていますことを、感謝を申し上げたいと思います。

東京都を中心として、若干感染者の数が減ってきたという状況があるわけでありまして、これが一時的なものなのか、検査の件数によって変わってくるものなのか、これは今定かではありません。

残念ながら、愛知県の場合は、全国ワースト1という数字は別といたしましても、病床の使用率が6割を超えてございます。これからまだ厳しい状況が続きますし、12日までの緊急事態宣言がどうなるかということもしっかりと視野に入れながら、我々は行動していかなくちゃいけないと思っております。また、部内の中でコロナ会議も開きながら、しっかりと来週以降の対応をしまいたいというふうを考えてございますので、どうぞよろしくお願いたしたいと思います。

本日の常任委員会に付託をされました案件、4件であります。委員長さんからお話がありましたように、いずれも大変重要な案件でございますので、慎重審議のほどをよろしくお願ひ申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長 飯田雅広君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第38号「表彰について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○総務部長 浅野幸司君

過日、タブレットのほうに寄附採納の2件の写真をあらかじめ配信させていただいておりますので、併せてご参照の上、慎重審議のほうよろしくお願い申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

補足説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありますか。

○委員 板倉浩幸君

少し伺いをいたします。

今回、表彰についてまず伺うんですけれども、1番から16人の方が表彰に値するというところで、よく分かりやすい、あと1から14、また16については、在職年数とか基準年数がはっきりうたわれていて、ちょっと15番の横江さんについてなんですけれども、実績で多年にわたりということで大なる貢献をしたということなんですよ。

それ以外に書いていなかったからちょっと分からなかったんですけれども、条例のほうで表彰選考内規のところでこれに値するということなんですよ。町内会などにおいて社会公益事業に20年以上従事しということ、これに値して表彰ということ、まずその確認をお願いいたします。

○総務課長 戸谷政司君

ご質問ございました15番目の横江さんについてのご質問です。

こちらの方につきましては、議員おっしゃられますとおり、町内会等で20年以上自治会役員等をやられてというところで選任させていただいたというところ、今回挙げさせていただいたというところがございます。

こちらにつきましては、現町内会長のほうよりご推薦状を頂いて、そちらのほうに役職の記載をさせていただいて、その内容を確認して今回挙げさせていただいたという内容でございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

ありがとうございます。

これだけちょっと多年にわたりってなっていたからちょっと分かりづらくって、あとは本当、第2条第5号適用とか、第2号適用ではっきり分かったんでちょっと質問しました。

もう一点、寄附のことです。

今回、17と18で災害用ボートと巻藁船の寄附があったんですけども、まず上の災害ボート、答えられる人がいるか分かんないけれども、これ、ちょうど僕からもちょっと実物の写真何かないかということで、そして撮ってきてくれたんですけども、この写真を5艇ということで、ちょっと質問、通常これって、ある場所に、そこだったかな、1カ所に5艇置くのか、その辺と、あと通常これって膨らませて置いてあるものなのか、畳んで置いてあるのか、これ膨らませておくと結構場所とるよね、その辺。

あと、膨らますのにあたって、どのぐらいですぐ災害で使えるようなボートになるのか、その点お願いいたします。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、災害用ボートのご質問にお答えをいたします。

まず、こちらのほう、災害用ボートにつきましては、定員6人乗りのものでございます。

全長が310センチ、幅のほうが147センチということで、かなり大きめのボートでございます。実際、今、1艇だけこういった形、写真のような形で空気を入れまして、全て5艇とも町の防災倉庫のほうに今保管しております。

実際あと4つにつきましては、段ボール箱にパッキンというか、中に入れた状態で今保管をしております。写真で撮ったこの1艇のみは、こういう形で、空気を入れた状態で今保管しておるんですけども、委員おっしゃるように、幅を取りまして場所が非常に確保しづらいということも現実でございます。

せっかく寄附採納いただきましたので、今後の利活用につきましては、今、安心安全課を中心にどういった形で配備しようかというところを検討中でございます。しっかり配備させていただいて有事に備えたいという考えでおりますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

ありがとうございます。

いや、そんなに、3.1メートル。

(「はい」の声あり)

本当に大きいんだね。

それ、膨らまして置いておくと本当場所ばかり取っちゃうということもあって、今後どうやって、本当いい意味で活用していくかというのは今後決めていく、せっかく寄附して下さった災害ボートですので、その辺お願いをいたします。

あともう一点、もう一つ写真つけていただいて、これ奥田さんが初日のときに質問した巻藁船で、祭人（さいと）に置くこと自体はいいと思うんですけども、これ結構やっぱり立派なものですし、初日に聞いたときにも移動することもなかなか難しいということで、繊細なものだということだったんですけども。

今、せっかく展示してあっても緊急事態で閉館状態で見られない状態で、多分このままいくと緊急事態も延びて、本当にしばらくもう全然見られないような状態だと思うんです。移動することが不可能なのか、もうちょっとその辺も検討してもらいたいですし、あと、祭人（さいと）が開館したときに、今からでもこういうものを寄附いただいて、緊急事態が明けて展示物が見られるようになったら皆さん見てくださいよというような、その辺の案内というのは全く考えていないのか。本当はせっかくもらって会館が1カ月閉まってその間見られないという状態で、ちょっとその点お願いします。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

今の巻藁船のお話でございますが、町の公共施設たくさんございますので、どこで皆さんに見ていただくのがベターかということで、いろんな協議も各部署とさせていただきました。

今はまず祭人（さいと）ということで、分割、3分割にはできるんですが、この間、首長のほうから申し上げましたとおり、非常に運ぶのがなかなか難しいというところがございます。

そんな中で、緊急事態、今出ているさなかでございますので、どこの場所においても積極的に流すことはちょっとなかなか適切な時期でないことは承知しております。ですから、必ず明ける緊急事態だと思いますので、そのときにきちっと皆さんに見ていただけるように、なるべくスペースが取れる、今まさに須成祭ミュージアムという場所の中で置かせていただいたという趣旨でまずご理解いただきたいと思います。

この後、10月号の広報で、寄附のお礼も兼ねて、タウントピックスという記事欄がございますので、写真を添えて皆さんには「ここに設置したのでぜひご覧ください」ということで掲載をさせていただく予定です。

また、併せて今マスコミのほうは中日新聞さんのほうになりますけれども、適切な時期でご案内いただけるとありがたいということでインフォメーションのほうもお願いしておりますので、そんなふうにしてこの後コロナのほうが少し落ち着いてまいりましたら、皆さんのほうにぜひ祭人（さいと）のほうに足をお運びいただくように、インフォメーションしていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 飯田雅広君

ほかに質疑はありますか。いいですか。

（発言する者なし）

それじゃ、ほかに質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声)

なしですか。それでは、討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第38号「表彰について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第39号「蟹江町個人情報保護条例及び蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほうよろしくお願い申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

今回のこの議案なんですけれども、個人情報保護条例と個人番号のいわゆる個人番号なんですけれども、ちょっとこれを、中身はこれからちょうど9月1日にデジタル庁もできて、今まで個人情報の保護条例自体、その辺の関係は今まで、各省庁その他が管理して総務大臣のほうになっていたんです。これを、この議案にも新旧対照表にあるように、内閣総理大臣になるんです。デジタル庁の長が内閣総理大臣ということなんですけれども、こうなってくると、国がもうこの個人番号を、個人情報の保護条例また個人番号の管理をやっていくということで、すごい、どうなっていくんだということが今言われています。

その中で、今、じゃ自治体がこのデジタル化で、企業、これ6月の代表質問のときにも若干デジタル化社会なので、その辺確認してはいるんですけれども、今のところまず文言の整理でやっているんですけれども、どうなっていくのか、その辺、一自治体としてどのように関わっていくかというのか、今現状分かりましたらお願いします。

○総務課長 戸谷政司君

ただいまご質問いただきましたまさに条例の関係のところのご回答になりますけれども、委員おっしゃられますとおり、今回デジタル庁の設置法ができましたことによりまして、情報提供ネットワークの管理者が、今までは総務大臣だったものが内閣総理大臣に代わったというところで、条例のほうを変えさせていただくというような内容のものでございます。

もう一つのご質問で、今後デジタル庁ができて、どのように関わっていくのかということ

ろでございますけれども、国のほうでいろんな指針等が作成されております。そちらのほうに従いまして、県も情報のセクションにデジタルに特化した部署ができたということをお伺いしております。

蟹江町におきましても、そういった流れでいろんな通知が来るとは思いますけれども、デジタル化に向けた検討をしつつ対応していくというような流れになってくると、現時点でこうこういうふうだということではございませんけれども、国の流れに従いまして町としても合わせてやっていくというスタンスで、今考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

まず、国からこういうふうにしていくということで、これからだと思っておりますけれども、今後また聞いていきたいと思っておりますけれども、実際、今このデジタル庁創設で一番ちょっと気になるのが、民間も加わるんですよ、民間人がね。その中で、実際に個人情報の保護条例が本当に適切に行われていくのか、情報漏えいの問題もありますし、その辺がちょっと本当に大丈夫なのかって、国の狙いとしては監視社会、僕は監視社会だと思っておりますけれども、その流れで実際本当に危惧しているわけなんです。その辺を今までせっかく蟹江町も含めて地方自治体が個人情報保護を守ってきたことを、完全に国が管理してきますよね、このままでいくと。

その辺の対処、一自治体に聞いてもどうにもならないかもしれないんですけれども、その辺ちょっと考え方について、何か持っていたら部長でもよろしいでするのでお願いしたいですけれども。

○総務部長 浅野幸司君

ご質問で、町としてどういう形で対応していくかというご質問でございますけれども、先ほど総務課長がご答弁させていただいたように、これ全体的な国の流れで、こういった形でデジタル社会の形成を図るためのいろいろ施策を国が出してきたというところでございます。

委員ご心配のところの個人情報のやり取り、情報提供等も含めて、そういったやり取りについて本当に大丈夫ということは、私どもの立場から申し上げることじゃないか分かりませんが、しっかり今までもセキュリティーを何重も重ねて、絶対にそれは漏れないようなつくりを各自治体それぞれ、近年本当に当初に比べましたら二重三重の漏えい防止の施策をそれぞれの自治体がやってきております。蟹江町もそういう形でしっかり今やるところでございますので、今後、情報連携、他の自治体とのやり取り、国のそういったシステムを使いながら、自治体同士、あるいは国と地方とのデジタル上のいろいろデータの相互連携という形の社会になっていくと思っておりますけれども、そこら辺も踏まえてしっかり、蟹江町としてはもう今もさることながら、今以上にしっかり個人情報の管理には万全を尽くして努めてまいりたいと、そういうふう考えております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

地方自治体で本当に今まで以上になんだけれども、基本的にデジタル庁創設で国の一元化になっていくんです。そこで実際、一自治体が、どうのこうのできる問題なのか、ちょっとその辺が今後の課題として注視していかないいけないのかなと思いますので、その辺お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長 飯田雅広君

ほかに質疑はございますか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

○委員 板倉浩幸君

5番 板倉です。

今回のこの議案第39号の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

この議案は、デジタル化社会の形成を図るための関係法律の整備により、個人を認識するための番号、いわゆる個人番号を利用する法律の一部改正であります。

自治体の個人情報保護の仕組みが先ほど質問したように、大きく変えられようとしており、今まで個人情報に関する事務は、自治体が全く自主的に処理した自治事務から国が関与することになってきます。また、今後民間企業に個人情報をもうけの種として企業の利益につながることも考えられます。住民のプライバシーや自己情報のコントロール権を保障する立場が必要であり、自治体の個人情報保護制度を後退させないと考えますので、この議案について反対といたします。

○委員長 飯田雅広君

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

○委員 石原裕介君

3番 新風の石原です。

賛成の立場から討論申し上げます。

この議案は、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律及びデジタル庁設置法の制定により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号を活用した情報連携や特定個人情報の提供範囲の拡大に関する規定が新たに追加されたことによる引用条項の整理とデジタル庁創設に伴う情報提供ネットワークシステムの所管変更が主な改正内容であり、適正なもの

であると考えますので、議案第39号に賛成いたします。

○委員長 飯田雅広君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより挙手によって採決いたします。

議案第39号「蟹江町個人情報保護条例及び蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第40号「蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほうよろしくお願い申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

初日のときにも若干聞いたんですけれども、まず車賃についてなんです。10円から25円に引き上げて、今まで10円だって今の現状に合わないということで、今までほとんどというか、利用というか、車賃については払っていなかったということなんですけれども、今後、請求資料の中でも公用車が配備されていない施設、学校とか保育所また児童館。この人たちが役場に来たりするために私用車を使ったときに、距離に応じて25円かけて、大体の算出の参考例もいただいたんですけれども、じゃ今この庁内にいる職員の方が例えば、いろいろ名古屋に公務で行ったり県外へ行ったりするときは、どのように対処しているのか、ちょっとその点お願いします。

○総務課長 戸谷政司君

現在のところ、出張のときには基本的には公用車もしくは公共交通機関を使っていただいて、公共交通機関を使った場合につきましては、その費用については旅費という形で、支給をさせていただいておるのが現状でございます。

当然公用車を使った場合につきましては、公用車使用簿のほうを書いていただいて、それで特に費用のほうは出ないというところで、運用をしておるところでございます。

○委員 板倉浩幸君

庁舎内にいる職員が移動する場合は、基本的に公用車もしくは公共のものをを使って移動するということなんですよね。そうなってくると、今までちゃんと払っていなかったものをち

やんと整理して対応していくということは、やっぱり必要だと思います。

実際に、じゃ職員の方も公用車が空いていない場合というのは、自家用車で行ったりする場合ってあるんですか。

○総務課長 戸谷政司君

基本的には、自家用車の使用というのは認めていないような状況でございますので、先ほど申し上げましたとおり、公用車の台数に限りがございますので、その辺りにつきましては、調整をした上で必要優先順位をつけて使っていただくというような形になってくるということでございます。

どうしてもそこが取れないよという場合がございますと、公共交通機関を使って出張先まで向かうというのが基本的な考え方となっております。

○委員 板倉浩幸君

ありがとうございます。

あと、車賃はそれくらいにしていくんですけれども、あとほかに宿泊とか食卓料、いわゆるご飯だと思うんですけれども、今まで甲・乙って地域分けだったんですよね。これ新旧対照表を見るとそうなんですけれども、それを全国一律にして、廃止をして、宿泊料を1泊幾らですよっていう、特別職で1万3,100円、あと職員に対しては1万2,000円ということで、今まで何でこれって甲・乙ってあったんですか、分かりますか。

○総務課長 戸谷政司君

こちらの甲・乙というようなものの考え方というところのご質問でございますけれども、こちらの元となって考えておったところは、国のほうで定めておるものに準じてつくらせていただいたというところがもともとのご質問でございます。

こちらのほうの条例につきましては、数年間ちょっと見直しがされていないような状態で、現状どこの地域に行っても宿泊料等の費用は、基本的にその値段の差がないというようなところが現状のところでございますので、その辺りも踏まえまして今回そういう甲・乙の区分をなしにして、全国一律でこの金額というようなところで定めさせていただいたというところのものでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

そうですね。例えば僕らでも行くと、別にそんな地方って言い方は失礼かもしれませんがけれども、確かに東京行くと食事にしても若干高いかなとは思うんですけれども、そこまで全国そんな違いはないと思うし、その辺でそういうことで一律にしたということですよ。

もう一点、最後に聞いておくのは、じゃ実際に、これ特別職の方と職員の方が若干ちょっと値段が違うんですけれども、例えば蟹江町で勉強とか学習、今ないだろうけれども、行った場合に、同じホテルへ泊まった場合、町長以下副町長も含めて、職員が勉強する場合でも

一緒のところがいいと思うし、それで宿泊料って変わってくるということに今の現状だとなるんだけど、全部一緒でいいのかなと思うんです。その辺、特別職だからちょっとプラスしているというのも分からなくはないんだけど、その点どうですかね。

○総務課長 戸谷政司君

今ご質問いただきました特別職だけちょっと高いよというところの設定をさせていただいております。こちらにつきましても、愛知県の条例のほうを参考にちょっとつくらせていただいております。愛知県の条例のほうですと、知事、副知事、あと教育長につきましては、ちょっと若干金額が一般職員より高いというようなところで設定がされております。

今、委員おっしゃられますように、一般の職員と特別職の方が一緒に出張して同じところに泊まったという場合も当然考えられることではございますけれども、宿泊料の設定といたしましては、ちょっと差をつけさせていただいておるというところでございます。

こちらにつきましては、基本的定額の支給という形になっておりますので、食費等も含めた金額というところで設定をさせていただいておりますので、一緒でもいいんじゃないかという意見も分からなくもないんですけれども、こちらにつきましては、県に準じて設定をさせていただいたというところのものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

多分県も同じようなものがありますよね。それにほとんど準ずる形で、今回車賃にしてもいろいろなものも決めていったということの理解でいいんですね。はい、ありがとうございます。

○委員長 飯田雅広君

ほかに質疑はございますか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対の方の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号「蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第41号「字の区域の設定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○政策推進室長 黒川静一君

補足説明はございません。慎重審議よろしく願いをいたします。

○委員長 飯田雅広君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

そこまで聞くこともないんですけれども、当初、桜二丁目があって、桜でここまで今の藤丸団地から今地域をまとめていたんだけれども、僕、最初、全体的にやっちゃうのかなと思ったんです。全体的というのか、あと、今、設定図でちょうどカラーで塗ってあるのが分かりやすいんですけれども、これの左側、本当の、本当の須成って言っちゃいけないけれども、これの左側の一部の辺まで含めてやっていくのかと思ったんですけれども、この辺って今まで住民の方といろいろ説明会等もやっていたと思うんですけれども、この辺の設定、その説明会で何か意見等住民の皆さんからあったのか、その辺どうなんですか。

○政策推進課長 丹羽修治君

それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

委員の言われる⑤地区、今回の地区の西側のエリアということでよろしいですかね。

(「そうそう、西側の」の声あり)

はい。大字須成のエリアになるかと思うんですけれども、こちらのほうからはまだ地元地域から実施の要望等はいただいている状況です。また、今回の町内会長さんとの話し合いにおいても、西側のエリアのほうの話題はまだない状況になっています。

以上になります。

○委員 板倉浩幸君

今、決めたところでの町民、自治会長とかその辺の要望、要望というか、意見等ってどういふのがあったんですか。

○政策推進課長 丹羽修治君

今回の地区の町内会が藤丸と須成、また今になるんですけれども、藤丸、須成等からは別段なく、藤丸町内会また須成、今、それぞれの町内会からは桜に編入という要望はいただきました。プラスアルファ、今町内会からは、大字今字八歩田面の地域は、桜二丁目のほうに編入してほしいという要望をいただいております、現在の桜二丁目の今区の区域で二丁目のほうに編入という要望をいただいております。

この2点の要望で、地名変更の要望書をいただいております。

以上になります。

○委員 板倉浩幸君

藤丸団地からその辺の方は、僕もちょっと話を聞いた段階でいいんじゃないかというのが

多かったって、一部、今がなかなかまとまらなかったって聞いていたんだけど、その辺ってもう少し分かりますか。

○政策推進課長 丹羽修治君

事業を進めるにあたって、やはり地名には愛着を持たれる方が多くおみえですので、今に限らずなんですけれども、やはり今までの地名をといるところもご意見としてはいただいております。その都度、地域また地元議員さんと一緒に地域で調整しまして、地元地域住民に説明会等を開いてご理解いただいていたところになります。

よろしいでしょうか。

以上になります。

○委員 板倉浩幸君

ありきたりのことで……確かにそうなんですよね。住所が変わるって、区画整理等で住所変わって、僕の住んでいる今、平安なんだけれども、元西之森でなかなかね、西之森がなくなっちゃうのっていったら、まだ残っているんだけど、この辺をね、町長でも……どういふことでまとめていったのか、ちょっと副町長でもいい……。

まとめていったというか、思いというのか。

(発言する者あり)

○副町長 河瀬広幸君

経緯といいましても、もともと板倉委員のお住まいのところは区画整理事業によって町名地番が変わったんで、そこが学戸新田、第二学戸と今ということで変わったのが、まず全体ありました。

その後、町のほうが町界町名設定事業ということで、20区画設定をしまして、その区画に基づいて実施をしてきたと。今回、藤丸辺りが20区画のうちの5番というエリアで新しい町名地番を設定して進めてきたということがありますので、町としては20区画を前提にそれぞれ町名地番をこれからも、今までも進めていきたいと、そんな思いであります。

ただ、一つ一つの町名というのは、一つですのでこの5という数字の街区なんですけれども、ここは桜になったということでもあります。

今、板倉さんおっしゃった藤丸団地の一番西側の左側、須成地区ありますよね。あれは4番という数字が入ってまして、あれはまた町名地番の4街区のほうの設定方式で今後また地元が起き上がれば進めていくと、そんな話になっておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 飯田雅広君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号「字の区域の設定について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本委員会へ付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

冒頭に申し上げましたとおり、お時間をいただき、所管事務調査の打ち合せを行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

(午後2時11分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 飯 田 雅 広